

第3部

被害概要

3-1 被害概要

9月6日午前3時7分、胆振地方中東部、深さ37キロメートルを震源とするマグニチュード6.7、北海道で観測史上初めて最大震度7を記録する地震が発生した。道内各地の震度は、厚真町で震度7、安平町、むかわ町で震度6強、札幌市東区、千歳市、日高町、平取町で震度6弱を観測したほか、道内ほぼ全域で震度6弱～1を観測した。

この地震による大規模な土砂災害や家屋の倒壊などにより、死者44人（災害関連死3人を含む）、負傷者785人、住家全壊491棟、住家半壊1,818棟などの被害を生じた。また、道内全域で停電（ブラックアウト）や断水、交通障害等のライフラインの寸断等により、道内の住民生活や経済社会活動に大きな影響が及んだ。この地震により多数の者が避難し、継続的に救助を必要とすることから、道内179市町村で災害救助法が適用された。

そのほか、交通関係では、鉄道やバス等の全線運休、苫小牧港国際コンテナターミナル閉鎖、新千歳空港ターミナルビル閉館、新千歳空港発着便全便欠航などが発生した。

全道被害状況

平成30年災害年報（北海道総務部危機対策局危機対策課）による北海道胆振東部地震被害の内訳を下表に示す。全道被害額は、農林水産施設被害（約666億円）や公共土木施設被害（約475億円）を中心に、約1,477億円となった。

| 被害区分 | | 単位 | 数量 |
|------|-------|-----------|--------|
| 人的被害 | 死者 | 人 | 43 |
| | 負傷者 | 重症 | 48 |
| | | 軽傷 | 734 |
| 住宅被害 | 全壊 | 棟 | 469 |
| | | 世帯 | 29 |
| | | 人 | 55 |
| | 半壊 | 棟 | 1,660 |
| | | 世帯 | 110 |
| | | 人 | 225 |
| | 一部損壊 | 棟 | 13,849 |
| | | 世帯 | 1,672 |
| | | 人 | 3,734 |
| 非住家 | 公共建物 | 棟 | 5 |
| | その他 | 棟 | 2,490 |
| 田 | 流失・埋没 | ha | 263 |
| その他 | 学校 | 箇所 | 406 |
| | 病院 | 箇所 | 2 |
| | 道路 | 箇所 | 336 |
| | 橋りょう | 箇所 | 22 |
| | 河川 | 箇所 | 99 |
| | 港湾 | 箇所 | 40 |
| | 清掃施設 | 箇所 | 6 |
| | 水道 | 戸 | 68,335 |
| 電話 | 回線 | 216,849 | |
| 電気 | 戸 | 2,950,000 | |

| 被害区分 | | 単位 | 数量 |
|--------------|------|----|-------------|
| その他 | 運動公園 | 箇所 | 13 |
| | 下水道 | 箇所 | 25 |
| | 漁港 | 箇所 | 15 |
| 火災 | 建物 | 件 | 3 |
| 罹災世帯数 | | 世帯 | 139 |
| 罹災者数 | | 人 | 280 |
| 公立文教施設 | | 千円 | 5,728,201 |
| 農林水産施設 | | 千円 | 66,557,350 |
| 公共土木施設 | | 千円 | 47,489,000 |
| その他の公共施設 | | 千円 | 2,084,475 |
| 小計 | | 千円 | 121,859,026 |
| 公共施設被害市町村数 | | 団体 | 51 |
| その他 | 農産被害 | 千円 | 346 |
| | 商工被害 | 千円 | 11,995,000 |
| | 衛生被害 | 千円 | 7,029,733 |
| | その他 | 千円 | 6,805,599 |
| 被害総額 | | 千円 | 147,689,704 |
| 道災害対策本部設置市町村 | | 設置 | 9月6日 |
| | | 解散 | 12月28日 |
| 災害対策本部設置市町村 | | | 60 |
| 災害救助法適用市町村 | | | 179 |
| 消防職員出動延人数 | | | 6,125 |
| 消防団員出動延人数 | | | 338 |

※北海道危機対策課「平成30年災害年報」を基に作成

項目別の全道被害状況

令和4年9月に北海道総合政策部地域創生局地域政策課が公表した「平成30年北海道胆振東部地震災害・復旧復興について」では、被害状況の内訳が項目別に示されている。

人的被害と家屋被害は、厚真町など胆振管内が最多であったが、札幌市など、石狩・空知管内でも多数の被害が発生した。

被害額は、地震関係被害、停電関係被害別で集計され、地震関係被害額は約1,463億円、停電関係被害額は約163億円、合計被害額は約1,626億円となった。

①人的被害

| 区分 | 内容 | |
|-----|------|---|
| 死者 | 44人 | ①警察が検視により確認している死者数 41 (札幌市1、苫小牧市2、厚真町36、むかわ町1、新ひだか町1) ②災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたもの 3 (札幌市2、厚真町1) |
| 負傷者 | 785人 | 重症 51 栗山町1、札幌市1、江別市1、北広島市1、石狩市1、苫小牧市9、安平町7、むかわ町27、新冠町1、帯広市1、士幌町1 |
| | | 中等傷 8 江別市1、日高町2、函館市5 |
| | | 軽傷 726 三笠市2、芦別市1、由仁町2、札幌市294、江別市3、千歳市11、恵庭市3、北広島市6、石狩市1、室蘭市2、苫小牧市15、伊達市1、厚真町61、安平町10、むかわ町250、日高町34、新ひだか町4、平取町3、函館市5、帯広市12、本別町1、幕別町2、音更町1、厚岸町1、猿払村1 |

②住家・非住家被害

| 区分 | 内容 | |
|-------|------|---|
| 住家被害 | 全壊 | 491棟 札幌市101、江別市1、千歳市1、北広島市17、厚真町235、安平町93、むかわ町40、日高町3 |
| | 半壊 | 1,818棟 由仁町2、南幌町1、札幌市818、江別市23、千歳市1、北広島市20、苫小牧市5、登別市1、厚真町337、安平町366、むかわ町186、日高町54、平取町3、函館市1 |
| | 一部損壊 | 47,113棟 夕張市1、美唄市7、三笠市25、深川市1、由仁町19、長沼町28、栗山町14、沼田町1、南幌町4、新十津川町1、札幌市36,251、江別市529、千歳市502、恵庭市26、北広島市1,078、石狩市317、当別町11、新篠津村1、小樽市19、蘭越町1、岩内町1、室蘭市66、苫小牧市473、登別市47、白老町5、厚真町1,102、洞爺湖町1、安平町2,481、むかわ町3,260、日高町446、平取町323、新ひだか町57、函館市10、森町3、帯広市2 |
| 非住家被害 | 全壊 | 1,216件 札幌市7、江別市4、厚真町687、安平町343、むかわ町175 |
| | 半壊 | 1,389件 札幌市27、江別市2、厚真町669、安平町555、むかわ町135、平取町1 |
| | 一部損壊 | 4,081件 栗山町2、札幌市431、江別市16、千歳市1、石狩市4、当別町1、室蘭市36、苫小牧市19、登別市5、厚真町816、安平町2,178、むかわ町569、新ひだか町1、七飯町2 |

③住民避難・ライフライン

| 区分 | 最大 | |
|--------|------|---|
| 住民避難 | 避難所数 | 128市町村、768箇所 |
| | 避難者数 | 累計16,649人 |
| ライフライン | 道路 | 通行止め 国道：4路線4区間 道道：14路線20区間 高速道路：4路線6区間 |
| | 鉄道 | 在来線・新幹線 全面運休 |
| | 空港 | 新千歳：国内線・国際線 全便欠航 その他：一部欠航 |
| | 電気 | 停電295万戸（道内全域） |
| | 水道 | 施設被害による断水 7市町24,826戸 停電による断水（給水部分は含まない）39市町43,509戸 |

※令和4年8月1日現在では、各項目に係る該当なし。

出典：平成30年北海道胆振東部地震災害・復旧復興について（R4.9現在）北海道地域創生局地域政策課

④被害箇所数・被害額

(道分及び市町村分)

【令和4年(2022年)8月1日現在】

| 区分 | 箇所 (件)数 | 被害額(百万円) | | | 備考 | | |
|-------|-------------|------------------|--------|---------|--------|-----------------------|-------------------------|
| | | 地震関係 | 停電関係 | 計 | | | |
| 総務部 | 被害施設 | 153 | 313 | 2 | 315 | 庁舎・私立文教施設等の損壊 | |
| 総合政策部 | 港湾施設被害 | 1 | 3,170 | — | 3,170 | 苫小牧港の損壊 | |
| | 施設被害 | 11 | 28 | 12 | 40 | 研究施設等の損害 | |
| | 小計 | 12 | 3,198 | 12 | 3,210 | | |
| 環境生活部 | 施設被害等 | — | 5,951 | — | 5,951 | 水道施設・文化施設等の損壊、災害廃棄物処理 | |
| 保健福祉部 | 施設被害等 | 131 | 4,886 | 9 | 4,895 | 社会福祉施設等の損壊 | |
| 経済部 | 商業被害 | — | 1,068 | 10,849 | 11,917 | 建物・設備の損壊、商品の廃棄等 | |
| | 工業被害 | — | 664 | 1,576 | 2,240 | 建物・設備の損壊、製品の廃棄等 | |
| | その他 | — | 10,263 | 1,131 | 11,394 | 建物・設備の損壊、原材料の廃棄等 | |
| | 小計 | — | 11,995 | 13,556 | 25,551 | | |
| 農政部 | 農作物被害 | 263ha | 346 | — | 346 | 水稻・デントコーン・かぼちゃ等の埋没等 | |
| | 収穫物被害 | 353t | — | 54 | 54 | 馬鈴しょ・かぼちゃ等の廃棄 | |
| | 家畜被害 | 530,647頭・羽 | 20 | 69 | 89 | 鶏・豚等のへい死、乳用牛の廃用 | |
| | 畜産物被害 | 23,437t | — | 2,363 | 2,363 | 生乳・枝肉・卵の損失 | |
| | 果樹の樹体被害 | 8,000本 | 4 | — | 4 | ハスカップの埋没 | |
| | 営農施設被害 | 2,201 | 2,299 | — | 2,299 | 格納庫・畜舎等の損壊 | |
| | 農協等施設被害 | 51 | 3,141 | — | 3,141 | 共同利用施設の損壊 | |
| | 地方公共団体施設被害 | 1 | 162 | — | 162 | 競馬場の損壊 | |
| | 農地・農業用施設等被害 | 301 | 9,466 | — | 9,466 | 農地への土砂堆積、用排水路等の損壊 | |
| | 採草放牧地被害 | 0.3ha | 1 | — | 1 | 採草放牧地の崩壊 | |
| 小計 | — | 15,439 | 2,486 | 17,925 | | | |
| 水産林務部 | 漁港施設 | 15 | 403 | — | 403 | 漁港施設の損壊 | |
| | 水産施設 | 9 | 3 | 2 | 5 | 共同利用施設の損壊 | |
| | 種苗・水産物等 | 15 | — | 10 | 10 | 畜養魚のへい死、冷凍品の溶解等 | |
| | 林地・治山施設 | 187 (4,302ha) | 46,348 | — | 46,348 | 林地崩壊、治山施設の損壊等 | |
| | 林道施設 | 323 | 4,410 | — | 4,410 | 林道の損壊等 | |
| | 林業・林産施設 | 20 | 136 | — | 136 | 木材加工・特用林産施設等の損壊等 | |
| | 特用林産物 | 34 | — | 209 | 209 | きのこ類の廃棄等 | |
| 小計 | 603 | 51,300 | 221 | 51,521 | | | |
| 建設部 | 公共土木 施設等 | 河川 | 99 | 27,062 | — | 27,062 | 河道埋塞等 |
| | | 道路 | 336 | 13,426 | — | 13,426 | 崩土除去等 |
| | | 橋梁 | 22 | 988 | — | 988 | 橋梁損傷等 |
| | | その他 | 72 | 5,493 | — | 5,493 | 下水道・公園・公営住宅の損壊、堆積土砂の排除等 |
| 小計 | 529 | 46,969 | — | 46,969 | | | |
| 企業局 | 施設被害 | 4 | 42 | — | 42 | 水力発電施設・工業用水道施設の損壊 | |
| 教育庁 | 施設被害 | 419 | 6,119 | 1 | 6,120 | 学校・社会教育施設・文化財の損壊 | |
| 道警察 | 施設被害 | 56 | 60 | — | 60 | 庁舎・交番・駐在所・公宅・信号機等の損壊 | |
| 合計 | — | 146,272 | 16,287 | 162,559 | | | |

※国の直轄事業は計上していません。

出典：平成30年北海道胆振東部地震災害・復旧復興について（R4.9現在）北海道地域創生局地域政策課

3-2 公共土木施設被害

平成30年北海道胆振東部地震による公共土木施設の被害は、震源地に近い厚真町、安平町、むかわ町を中心に、河川98箇所、道路327箇所、橋梁22箇所など、合計で484箇所、被害額の合計は約548億円となった。

公共土木施設被害（北海道＋市町分）（札幌市を除く）
484箇所、被害額 約548億円

集計表 公共土木施設別被害状況

| 公共土木施設被害 | 北海道 | | 市町村 | | 北海道全体 | |
|----------|-----|----------|-----|----------|-------|----------|
| | 箇所 | 被害額（百万円） | 箇所 | 被害額（百万円） | 箇所 | 被害額（百万円） |
| 河川 | 26 | 25,120 | 72 | 7,821 | 98 | 32,941 |
| 道路 | 111 | 9,338 | 216 | 7,252 | 327 | 16,590 |
| 橋梁 | 19 | 1,093 | 3 | 140 | 22 | 1,233 |
| 公園 | 2 | 110 | 11 | 943 | 13 | 1,053 |
| 下水道 | — | — | 24 | 2,996 | 24 | 2,996 |
| 計 | 158 | 35,661 | 326 | 19,152 | 484 | 54,813 |

出典：北海道河川砂防課資料

3-3 知事の主な動向

- 平成30年 9月 6日 第1回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
第2回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 7日 自衛隊ヘリコプターによる上空からの被災状況視察及び避難所訪問
第3回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 8日 第4回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 9日 安平町において安倍総理大臣に早期復旧に向けた必要な措置を求める緊急要望書を提出
第5回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 10日 電力不足に伴い道民向けに節電の緊急メッセージを発表
第6回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 11日 道庁において世耕経済産業大臣と意見交換及び電力需給等に関する要望書を手交
第7回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 13日 第8回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 16日 第9回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 18日 道内観光需要喚起のため海外、道外、道内へのメッセージを発表
- 平成30年 9月 19日 第10回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 9月 25日 皇居・御所において天皇、皇后両陛下に被害状況を説明
国土交通省に直轄砂防事業を要請
- 平成30年 9月 26日 第11回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 10月 3日 厚真町富里地区等の現地視察及び被災3町の町長との意見交換
- 平成30年 10月 5日 第12回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 10月 24日 東京都内において「北海道を観光で盛り上げる会」出席
- 平成30年 11月 1日 第13回平成30年北海道胆振東部地震に係る災害対策本部員会議出席
- 平成30年 11月 15日 厚真町内において天皇、皇后両陛下に被災状況を説明



平成30年9月6日 第2回災害対策本部員会議

3-4 天皇陛下の被災地視察

平成30年11月15日、天皇、皇后両陛下は北海道胆振東部地震で大きな被害を受けた厚真町を訪れ被災状況の視察と被災者を見舞った。両陛下は15日正午過ぎに空路で新千歳空港へ到着。その後厚真町に移動され、厚真町総合ケアセンター「ゆくり」で高橋知事から被災状況の説明を受けたのち、厚真町長の案内で、多くの人命が失われた土砂災害の現場を視察した。視察後は被災者や犠牲者の遺族などと面会し、お見舞いの言葉を述べられた。

厚真 涙と勇気



胆振東部地震の災害対応に尽力した消防隊員らをねぎらう天皇、皇后両陛下。15日午後、厚真町（中本翔撮影）

両陛下

「寂しい気持ち分かります」

被災者

「今日を励みに頑張りたい」

【厚真】「本当にありがたい」「今日を励みに頑張りたい」。天皇、皇后両陛下が訪問した胆振東部地震の被災地、胆振管内厚真町で15日、家や家族を失い、仮設住宅で暮らす被災者から両陛下への感謝と、復興を誓う声が上がった。1989年の即位以来、象徴天皇の務めとして大切にしてきた被災地訪問を終え、両陛下は最後まで被災者に寄り添う姿勢を示した。

「おつらいでしょう。寂しい気持ち分かりますよ」「これからも元気にお過ごしください」。富里地区の実家が土砂に流され、両親と祖母を亡くした町職員の中村真吾さん(49)は皇后さまから慰めの言葉を掛けられた。「天国から両親と祖母も喜んで聞いていたと思ふ。感謝を忘れずに強く生きてい」と話した。

土砂崩れで吉野地区に住む80代の両親を亡くした農業の男性(63)は、陛下に励まされ「天国の両親もびっくりしていると思う。一度は農業をやめようかと思っただけ、これからは頑張っていきたい」と決意を新たに3年前に神戸市から移住し

(1面参照)

担を考慮し、原則日帰りで慎重に調整を進めた。今回の訪問も、地震発生直後から被害を察していた両陛下の強い希望で実現。高橋はるみ知事によると、両陛下は新千歳空港から厚真町へ向かう車中、行程の事情で訪問できなかった安平、むかわ町についても気に掛け「安平の被害の状況は」「むかわ町は無事で

したか」などと熱心に尋ねていたという。厚真町の犠牲者に、米作り名人が含まれていることなども事前に情報収集していた。陛下は厚真町を去る際、マイクロバスの車内で立ち上がり、見送る被災者らに手を振り続けた。(斎藤佐樹、高木緑、仁科裕章)

3-5 内閣総理大臣の被災地視察

平成30年9月9日、安倍総理大臣は北海道胆振東部地震で甚大な被害を受けた札幌市清田区の宅地の液状化現場や厚真町の土砂災害現場などを視察したのち、厚真町や安平町の避難所を訪問し、避難されている住民のお話を伺った。安平町では高橋知事をはじめ、厚真町長、安平町長、むかわ町長と意見交換を行い、高橋知事から「災害からの迅速な復旧に向け、速やかな電力の全面復旧をはじめライフラインの早期復旧、激甚災害の早期指定や必要予算の確保」など国の支援を要望されたほか、各町長からは引き続き国の支援強化などの要望を受けた。



安平町で高橋知事から要望書を受け取る安倍総理



土砂災害現場を視察する安倍総理

出典：首相官邸 HP https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201809/09hokkaido.html

3-6 国土交通大臣の被災地視察

平成30年9月13日、石井国土交通大臣は北海道胆振東部地震で被害を受けた北海道を視察した。午前中に新千歳空港でターミナルの被災現場を視察したあと、地盤液状化による被害を受けた札幌市清田区の住宅街を訪れ被害の状況を確認した。その後最大震度7を観測した厚真町へ向かい、富里地区の土砂災害箇所を視察したほか、避難所である厚真中学校を訪問した。また、厚真町役場では窪田副知事、宮坂厚真町長、及川安平町長、渋谷むかわ町副町長と意見交換を行ったほか、派遣中のTEC-FORCEの激励を行った。



窪田副知事らと意見交換を行う石井大臣



厚真町富里の土砂災害箇所の説明を受ける石井大臣

出典：国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_006509.html

3-7 激甚災害の指定

国は、平成30年北海道胆振東部地震による災害について、激甚災害に対処する特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害として指定するとともに、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令を平成30年9月28日に閣議決定し、10月1日に公布・施行した。

政令第二百八十九号

平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激甚災害 | 適用すべき措置 |
|---------------------|--|
| 平成三十年北海道胆振東部地震による災害 | 法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十及び第二十四条に規定する措置並びに北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置 |

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

これにより、公共土木施設や農林水産業施設等の災害復旧事業の国庫補助率が引き上げられることとなった。以下に適用措置の一部を示す。

適用措置の指定（一部を抜粋）

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。

（中略）

④小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

（後略）

その後、上記閣議決定を受けて、各主務大臣から激甚災害指定による災害復旧事業の補助率嵩上げ等の適用措置が、平成31年3月20日に対象自治体へ通知された。

激甚指定異例の早さ

地震後22日で 政府、支援アピール

政府は28日の閣議で、胆振東部地震について、復旧

事業費の国の補助率をかき上げる「激甚災害」に指定した。政府は復旧手続きの迅速化を進めており、地震発生7日後に指定見込みを表明、22日後に指定という異例の早さとなった。被災自治体の財政負担への懸念を払拭するほか、支援を加速する姿勢をアピールす

る狙いもある。

(1面参照)

対象になるのは道路や河川の復旧事業など。被害が広域に及んだことを踏まえ、公共土木施設や農林水産業共同利用施設の復旧などの8事業は地域を特定せずに支援する「激甚災害」(本激)、中小企業の支援については胆振管内厚真、安平、むかわ町3町を対象に

した「局地激甚災害」(局激)とした。被災企業が再建資金を借りやすくする措置も講じる。

2016年の熊本地震の際は、中小企業支援まで含めた激甚指定までは195日を要した。政府は昨年12月、被害調査着手後最速1週間程度で激甚災害の「指定見込み」を公表できるよう運用を変更。菅義偉官房

長官は記者会見で「必要な経費は心配しないよう手だてを講じる」と述べ、今後「も手続き迅速化に取り組む考えを示した。台風19、20、21号の被害についても、5府県の9市町村を対象に「局激」に指定した。

復旧財源として、2018年度予算の予備費から約153億円を追加支出することも決めた。「ふっこう割」など観光支援に112億円、仮設住宅の建設費や被災者への見舞金に約40億円を充てる。政府は10日に予備費約5億4千万円の支出を決めている。(古田夏也)

平成30年9月29日(土)北海道新聞